

「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行								
<p>別紙</p> <p>社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費） 補助金実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 国庫補助基準額 （1）（略）</p> <p>（2）2の（1）以外の事業を行う場合 ア （略） イ アにより選定された額と、<u>12,400</u>千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>別表</p> <p>1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合</p> <table border="1" data-bbox="278 1409 1225 1549"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td><u>13,800</u>千円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	基準額	救護施設	<u>13,800</u> 千円	<p>別紙</p> <p>社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊附帯工事費） 補助金実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 国庫補助基準額 （1）（略）</p> <p>（2）2の（1）以外の事業を行う場合 ア （略） イ アにより選定された額と、<u>12,100</u>千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>別表</p> <p>1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合</p> <table border="1" data-bbox="1605 1409 2552 1549"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td><u>13,500</u>千円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	基準額	救護施設	<u>13,500</u> 千円
施設の種類	基準額								
救護施設	<u>13,800</u> 千円								
施設の種類	基準額								
救護施設	<u>13,500</u> 千円								